明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法　律〕
○家畜伝染病予防法の一部を改正する法律（一六）　三
○展覧会における美術品損害の補償に関する法律（一七）　三
〔省　令〕
○測量法施行規則の一部を改正する省令（国土交通三五）　一三
〔告　示〕
○株式会社日本政策金融公庫法第二十二条第三項の規定に基づき、危機対応業務及び危機対応円滑化業務の実施に関し必要な事項を定める件（財務・農林水産・経済産業四）　一五
○測量法施行規則別表第十三の国土交通大臣が定める勘定科目の分類を定める件の一部を改正する件（国土交通三六〇）　一六
○道路に関する件（関東地方整備局二一一～二一五）　二〇
○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により登録住宅性能評価機関の登録内容を変更した件（同二一六～二二〇）　二一
○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（中国地方整備局七五）　三三
〔国会事項〕
〔官庁報告〕
官庁事項　三三
〔公　告〕
諸事項
平成二十三年度の溯河魚類のうちさけ及びますの個体群の維持のために独立行政法人水産総合研究センターが実施すべき人工ふ化放流に関する計画（農林水産省）　二五
裁判所
除権決定、破産、免責、再生関係　二五
特殊法人等
弁理士登録・特定侵害訴訟代理業務の付記、日本弁護士連合会懲戒の処分、厚生年金基金変更、企業年金基金変更関係　二五
地方公共団体
行旅死亡人関係　二五
会社その他
会社決算公告　二五

本号で公布された法令のあらまし

◇家畜伝染病予防法の一部を改正する法律（法律第一六号）（農林水産省）

1　国と都道府県等との役割分担の在り方

(一)　農林水産大臣は、特定の家畜伝染病について、特定家畜伝染病防疫指針及び特定家畜伝染病緊急防疫指針を作成し、公表するものとした。（第三条の二第一項及び第二項関係）

(二)　都道府県知事等は、特定家畜伝染病防疫指針及び特定家畜伝染病緊急防疫指針に基づき、家畜伝染病予防法（以下「法」という。）の規定による措置を講ずるものとするとともに、都道府県知事は、市町村長に対し、協力を求めることができることとした。（第三条の二第三項関係）

(三)　農林水産大臣は、都道府県知事等に対し、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うものとした。（第三条の二第四項関係）

(四)　農林水産大臣及び関係行政機関の長は、相互に連絡し、及び協力しなければならないこととした。（第六二条の四関係）

2　特定家畜伝染病防疫指針の在り方

農林水産大臣は、最新の科学的知見及び国際的動向を踏まえ、少なくとも三年ごとに特定家畜伝染病防疫指針に再検討を加えるものとした。（第三条の二第六項関係）

3　我が国への病原体侵入防止措置の在り方

(一)　家畜防疫官は、入国者に対して、その携帯品につき、必要な質問及び検査を行うとともに、当該検査の結果、要消毒物品が含まれていたときは、これを消毒することができることとした。（第四六条の二及び第四六条の三関係）

(二)　動物検疫所長は、船舶の所有者等に対し、(一)の事務に関し必要な協力を求めることができることとするとともに、船舶の所有者等は、その求めに応ずるよう努めなければならないこととした。（第四六条の四関係）

4　畜産農家の病原体侵入防止措置の在り方

(一)　家畜の所有者は、その家畜につき家畜の伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止について重要な責任を有していることを自覚し、消毒その他の措置を適切に実施するように努めなければならないこととした。（第六二条の二第一項関係）

(二)　家畜の所有者は、毎年、その家畜の頭羽数及びその家畜の飼養に係る衛生管理の状況に関する事項を都道府県知事に報告しなければならないこととするとともに、都道府県知事は、家畜の所有者に対し、必要な指導及び助言並びに勧告及び命令をすることができることとした。（第一二条の四～第一二条の六関係）

(三)　家畜の所有者等は、畜舎等の出入口付近に消毒設備を設置しなければならないこととするとともに、当該設備が設置されている畜舎等に出入りする者は、あらかじめ、当該設備を利用して身体、車両等を消毒しなければならないこととした。（第八条の二、第二五条、第二六条及び第二八条関係）

5　発生時に備えた準備の在り方

(一)　農林水産大臣は、家畜の伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止のために必要な情報等を積極的に公表するものとした。（第五二条の二関係）

(二)　都道府県知事は、獣医師を都道府県の職員として採用することにより、法に規定する事務を処理するために必要となる員数の家畜防疫員を確保するよう努めなければならないこととした。（第五三条第四項関係）

(三)　飼養衛生管理基準については、患畜、疑似患畜等の死体の焼却又は埋却が必要となる場合に備えた土地の確保その他の措置を含むこととした。（第一二条の三関係）

(四)　都道府県知事は、患畜、疑似患畜等の死体の焼却又は埋却が的確かつ迅速に実施されるようにするため、焼却又は埋却が必要となる場合に備えた土地の確保その他の措置に関する情報の提供、助言、指導、補完的に提供する土地の準備その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととした。（第二一条第六項関係）

(五)　農林水産大臣は、毎年、家畜の飼養に係る衛生管理の状況、家畜防疫員の確保の状況等について都道府県ごとに整理し、これらを公表するものとした。（第一二条の七関係）

6　患畜又は疑似患畜の早期の発見及び通報の在り方

(一)　家畜が農林水産大臣が家畜の種類ごとに指定する症状を呈していることを発見した獣医師又はその所有者は、遅滞なく、都道府県知事にその旨を届け出なければならないこととした。（第一三条の二第一項関係）